

参考資料

香港の輸入規制

台湾の輸入規制

香港 輸入規制 (1)

海外貿易制度調査報告書

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/h19_zigyou/enkatu/seido/hongkong.html

食品については、公衆衛生および市政条例第132章 (Public Health and Municipal Services Ordinance (Cap.132)) などに基づき、主に食品衛生上の観点から輸入ライセンスの取得、食品衛生証明書や検疫証明書等の添付、製造元に関する事前認可の取得などが規定されている。

米については、備蓄品目の対象となっているため、**在庫保有者登録とそれに伴う手続**が必要である。また、香港の輸入業者は輸入する前に、**ライセンスを取得**することが必要となる。輸入米は認可統制の対象となっている。米は備蓄商品として分類され (Reserved Commodities Ordinance (Cap.296)) に基づき、その輸出入は登録制。登録を行えるのは、香港で商業登記した企業に限られる。日本側では農政局宛に**米穀輸出届出書**が必要。

野菜および果実、同加工品について、日本から輸入が解禁されていない品目はない。香港における通常の食品輸入に準じる

牛乳・乳飲料、冷凍菓子については、ライセンスは必要ないが、牛乳・乳飲料及び冷凍菓子は製造元に関する書類やサンプルを事前提出し香港食物環境衛生署 (Food and Environmental Hygiene Department (FEHD)) から**事前許可**を受けなくてはならない。店舗における販売においても許可証の取得が求められる。また、牛乳・乳製品を販売する際には、特定の表示方法が必要となる

香港 輸入規制 (2)

海外貿易制度調査報告書

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/h19_zigyou/enkatu/seido/hongkong.html

食肉・食肉加工品および畜産品に関して、冷凍またはチルドの牛肉、豚肉、鶏肉の輸入については香港食物環境衛生署 (Food and Environmental Hygiene Department (FEHD))から**輸入ライセンス**を取得しなければならない。**検疫証明書**や**食品衛生証明書**等を添付が必要。日本の輸出業者は、動物検疫所所長宛に書類を提出し、**動物検疫を受検**しなければならない。この際、厚生労働省が認定した認定施設を管轄する地方自治体から発行された**衛生証明書**の添付が必要となる。

水産物および水産加工品について、日本から輸入が解禁されていない品目はない。また、水産物については、当該商品の原産国の保健当局によって発行された**食品衛生証明書**を**準備**することを、強く**推奨**している。香港に貨物が輸入される段階で検査対象となることがあり、衛生証明書が提出されない場合はサンプル検査の対象となる。

アルコール飲料について アルコール度数**30%以上**の酒類 (ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム、ウヰッカ等) は輸入ライセンス、倉庫ライセンスが必要。
物品税100%、**30%以下**の酒類免許不要、物品税・関税免税

加工食品・茶 輸入不可の品目はない、検疫や検査証明も不要

香港輸入規制 (3)

ラベル表示規制

包装食品は「香港食品薬品成分および表示規則 (Food and Drugs Composition and Labeling Regulation)」の対象

全ての包装食品は判りやすい文字で、下記を中国語、または英語、あるいは両言語での表示が必要。

食品の名称

原材料：重量または容量の多い順に並べた成分の一覧

賞味期限

保存方法または使用方法

製造者または包装食品業者、輸入業者または販売業者の名称と住所

食品の容量：数量、重量、あるいは容量

表示が正確さを欠いた場合や誤解を招くと判断された場合は5万ドル以下の罰金及び6ヵ月以内の禁固刑。

栄養表示

公衆衛生の一環として2010年7月1日から包装済み食品に関する**栄養成分表示と強調表示**が義務付けられました。表示が必須な栄養成分は、熱量と7種の栄養素および強調表示を行う栄養素です。

1) 栄養素表示

香港において表示義務のある栄養素は下記の通りです。

熱量 Energy kcal 蛋白質 Protein g 総脂質 Total fat g 飽和脂肪 Saturated fat g トランス脂肪 Trans fat g (有効) 炭水化物 (Available) Carbohydrates g 糖分 Sugars g ナトリウム Sodium mg

「包装済み食品」とは容器によって密封された食品を指します。量り売りで簡易容器に入れて販売される商品は対象外です。しかし、同じ量り売りでも熱シーラー等で密封包装される商品は対象になりますので注意が必要です。

参考：香港の栄養表示制度

http://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_nifl/files/workshops_NLS_jetro/NLS_in_hk_jp.pdf

2) 強調表示

「高○○○」、「○○入り」など、その栄養成分が補給できる旨の表示、または「低○○」、「○○控えめ」等、適切な摂取ができる旨の表示をする強調表示された食品については下記条件が必要となります。

- ・当該企業の強調表示のない商品と比較、当該栄養素含有量に25%以上の差異
- ・強調表示のない商品の当該栄養表示を併記すること
- ・当該栄養素について、定められた最高/最低値をクリアすること
- ・脂質類に関する強調表示がある場合、コレステロールの含有量も併記。
- ・強調表示ができるのは、以下の条件を満たしていることが必要です。
 - ・その物質が栄養素であり、その栄養素に強調表示の条件が規定されていて強調表示の条件を満たしていること

特定成分表示

食品が下記のアレルゲン（アレルギーを引起こす原因となるもの）になることが知られている原材料を含む場合は、その原材料名を食品成分一覧に表示しなければなりません。グルテンをふくむ穀物（小麦、ライ麦、大麦、燕麦、スペルト小麦、その交配種及びその製品）、甲殻類とその製品、タマゴとその製品、魚類とその製品、ピーナッツ、大豆及びその製品、乳及び乳製品、木の実（ナッツ）とその製品は、その物質名を原材料表示欄に記載する。亜硫酸塩酸で製造またはその含有量が10PPM以上の物はその亜硫酸塩酸の機能区分及びその名称を原材料表示欄に記載することが必要。

遺伝子組換え食品

自発的に原材料名に続けて表示することが求められています。

食品添加物の規則について

全ての食品添加物は、その機能区分別（酸味料、酸化防止剤、色素、調味料、防腐剤、甘味料など）に名称と食品添加物国際登録固有番号（INS）を表示しなければなりません。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/pdf/foodadditives_ins.pdf

甘味料、着色料、保存料は使用が認められるものが限定されています。
日本で使用可能な人工甘味料の甘草（カンゾウ）、食品添加物の紅麴色素などは、香港では使用が認められていない。INS162ビートレッドやINS164クチナシ色素等、天然植物由来色素は認可。
食品に使用できる甘味料は下記の通りとなります。

アセスルファムカリウム リテーム アスパラテーム アスパルテーム・アセスルファム
カリウム塩 サイクラミン酸 サッカリン スクラロース ソーマチン ネオテーム
ステビオールグリコシド

* 福島第一原子力発電所事故に伴う規制措置

2013年12月12日現在

	対象県	品目	規制内容
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	野菜、果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止
		食肉（卵を含む）、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求
	5県以外	加工食品 全ての食品	香港にてサンプル検査

台湾輸入規制

食肉

牛肉 輸入不可

豚肉 2011年8月3日よりOK。認定施設登録、輸出検疫証明書・・・ただし、2011年、2012、2013(11月まで)いずれも輸出実績はゼロ。

鶏肉 輸入不可

牛乳・乳製品

動物検疫証明書必要なものは、牛乳(未濃縮・甘味料無添加・脂肪分1～6%の生乳)。

牛乳(脂肪分1～6%及び6%以上の保存乳ーLong Life Milk)、アイスクリーム、チーズは検疫証明書不要。

米

IQ品目ゆえ輸入許可必要。

植物検疫証明書必要。

日本の農政局へ米穀輸出届出書提出。

表示方法注意:産地、品質の規格、精米年月日、栄養表示

野菜

トマトは輸入不可。

植物検疫証明書必要。

果実・加工品

植物検疫証明書必要。

台湾向けリンゴ、梨、桃、すももは、生産園地(都道府県にて)、選果梱包施設(植物防疫所にて登録後台湾検疫局に報告)、

選果技術員(植物防疫所にて)の登録が必要で植物検疫証明書に選果梱包施設の名称あるいは登録番号が記載される。

梱包カートンには果実名、産地(都道府県)、梱包場名称あるいは登録番号、「To Taiwan」の表示をすること。

茶

検疫は不要。

原産地証明書必要。

水産物

動物検疫証明書・・・鮭鱒類、スズキ類、ナマズ類、鯉類の活魚とその卵に必要。(但し、日本の動物検疫所では水産物の検疫は実施しない)。

施設登録はなし。

アルコール飲料

原産地証明書が必要。

輸入許可証が必要。

台湾酒類衛生標準」に添加物規定あり、防腐剤、着色料他の許容量規定。

アルコール度数要表示。

加工食品

乾麺(肉入り)は検疫証明書が必要。

健康食品

「健康食品管理法」に基づき必要書類(製品安全評価報告、製造工程、サンプル等)を添えて輸入検査申請し、合格すれば輸入可。
ラベル表示には、許可証番号、「健康食品」の字句、摂取量・食用時の注意・警告事項等明記。

添加物規則

http://www.fda.gov.tw/eng/people_laws_list.aspx?time=1&classifysn=16

食品添加物の使用範囲及び基準値の規格(Scope and application Standards of food Additives)

天然食用色素衛生標準

くちなし青、黄OK

ベニ麴 Ok

ベニバナ 黄色OK , 赤色NG

ウコン OK

ステビア OK

甘草 OK

表示制度

中国語(外国語併記可)

1. 品名

2. 内容量

3. 原材料名。添加物は物質名又は一般名称が原則。保存料、酸化防止剤、人口甘味料は用途名と物質名、膨張剤、酵素、凝固剤は用途名で可。

4. 製造年月日及び賞味期限(有効日期と表示)

5. 原産国

6. 製造業者及び輸入業者

7. 栄養成分:カロリー、蛋白質、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、炭水化物、ナトリウム+強調又は自主表示栄養成分

保存、使用方法は必要に応じて。有機食品: 認証機関名, 有機表示認証番号

遺伝子組換え食品: 大豆、トウモロコシ関連表示(大豆油、醤油、コーン油は免除)

アレルギー: 未制定 放射線照射食品: 該当情報なし

原発事故に伴う規制

(2013年12月12日現在)

福島、群馬、栃木、茨城、千葉(5県) 全ての食品(酒類を除く)・・・輸入停止

5県以外・・・果物、野菜、水産物、海藻類、乳製品、ベビーフード、ミネラルウォーター等の飲料水・・・台湾にて全ロット検査

5県以外・・・加工食品・・・台湾にてサンプル検査

ご清聴ありがとうございました。

日本貿易促進機構（ジェトロ）
農林水産・食品部
農林水産物・食品輸出相談窓口
アドバイザー 福田 暉男
TEL:03-3582-5646

免責事項:ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。